初版　　平成２３年８月
第２版　平成２５年11月

鶏肉の生産衛生管理ハンドブック

ー　肉用鶏農場・生産者編　ー

安全な鶏肉を生産するために
農場でできること

（第２版）

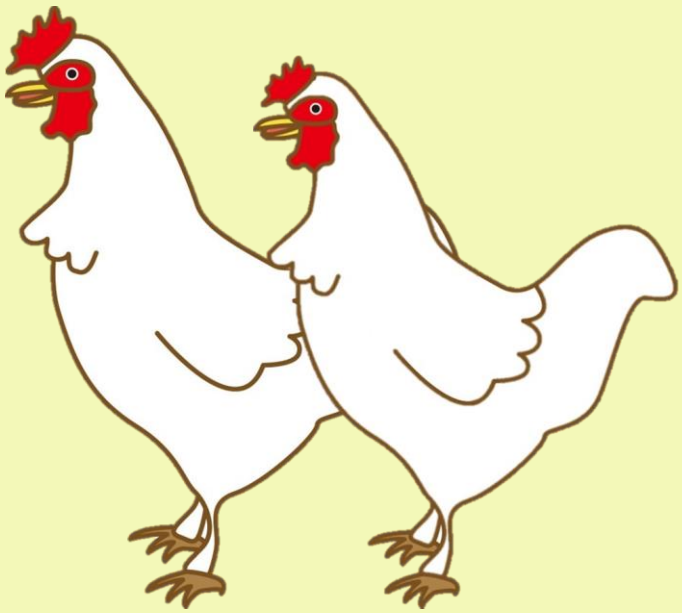

平　成　２　５　年　１　１　月

消費・安全局

農林水産省

～ はじめに ～

鶏肉の生産に関わる方々へ

食中毒は、健康被害が出るばかりでなく、原因と疑われる食品の消費が大きく減ることによって、食品に関係する産業が経済的に大きなダメージを受ける可能性があります。

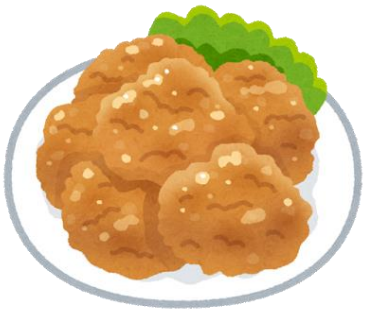

食中毒の発生を防ぐためには、農場や加工・流通、消費の各段階で、食中毒を防ぐ適切な取組を行うことが大切です。食鳥の処理・加工や流通・販売段階、家庭での取組に加えて、農場でも日常の飼養衛生管理をしっかり行い、農場への食中毒菌の侵入やまん延を防ぐことが重要です。

農林水産省では、平成23年10月に、家畜の伝染性疾病の発生をより一層確実に防ぐため、飼養衛生管理基準を改正しました。また、皆さんがより安全な鶏肉を消費者に提供する取組を支援するため、食中毒を防ぐ、生産から消費までの各段階での対策について調査や研究を行っています。

今回、カンピロバクターやサルモネラなどの食中毒菌の農場への侵入やまん延を防ぐために、効果が期待される対策のポイントとその目的を、ハンドブックとしてとりまとめました。

対策のほとんどは、病気の発生を防いだり、生産性を高めたりするため、先進的な生産者をはじめとして多くの農場で既に行われているものです。ご自身の農場の状況に合わせて、現在実施されている対策をもう一度確かめる場合や、目的を達成するための具体的な対策を検討する場合に、本ハンドブックをご利用ください。

また、このハンドブックの最後に、農場での取組をチェックするためのシートを付けましたので、きちんと対策が行われていることを確かめるために役立ててください。

今後も、新たな情報が得られたり、新しい基準ができた場合には、順次、このハンドブックを更新していきます。

最近５年間の食中毒発生状況

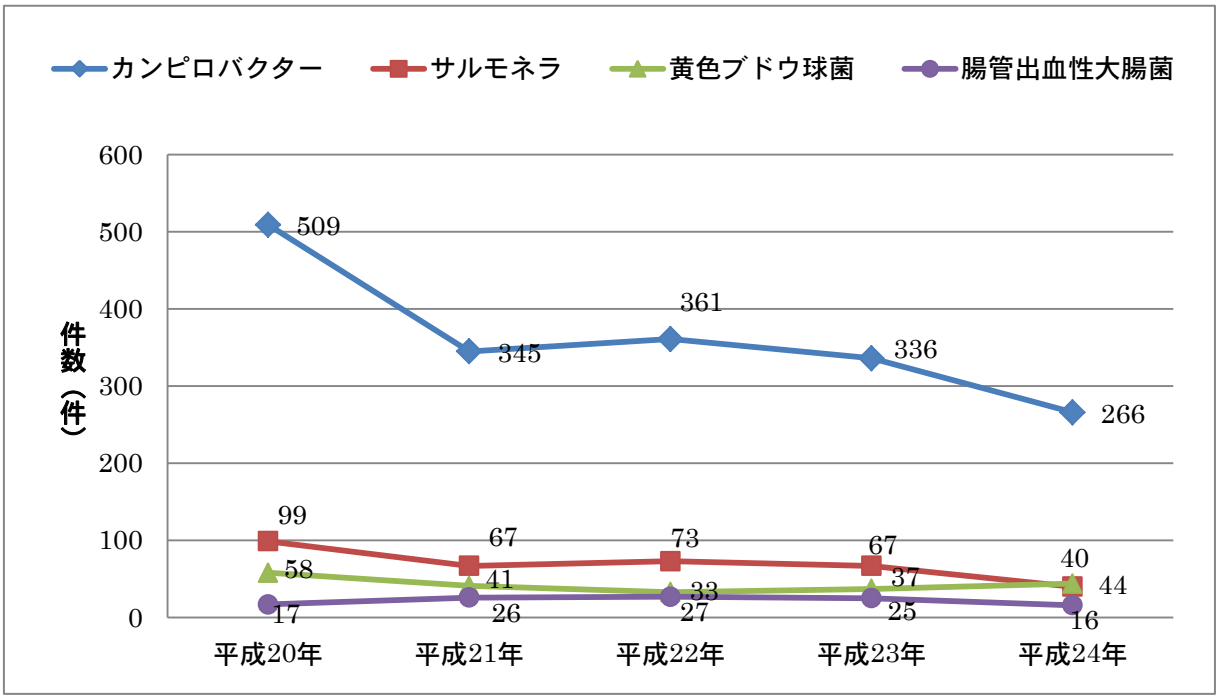

（参考：厚生労働省食中毒統計）

※　食中毒統計は、患者が医療機関で診察・診断を受け、食品衛生法に基づき届出があった件数に限られるため、実際には、食中毒統計の数十倍から数百倍の発生件数があると推定されています。

カンピロバクター食中毒とは？

　カンピロバクター食中毒とは、カンピロバクターに汚染された生や加熱不十分な鶏肉などを食べることによって、人に腹痛や下痢、おう吐などの症状が起きる病気です。

　カンピロバクターは、牛や豚、鶏などの腸の中にいる細菌です。乾燥や酸素に弱く、環境中では長く生きることができません。

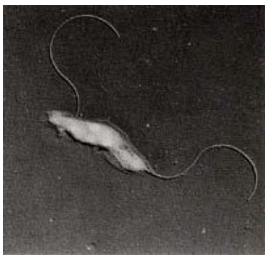

カンピロバクター
約0.5×0.5～5μm ※

サルモネラ食中毒とは？

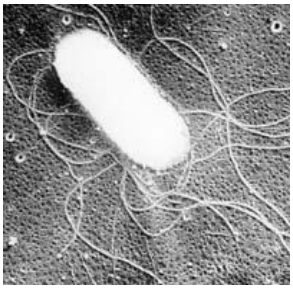

サルモネラ
約1×2～5μm ※

　サルモネラ食中毒とは、サルモネラに汚染された食品を食べることによって、人がおう吐や下痢、発熱、脱水などの症状を起こし、幼児や高齢者では死に至ることもある病気です。

　サルモネラは、牛や豚、鶏などの腸の中にいる細菌で、低温や乾燥に強く、環境中で長く生きることができます。

※　1μmは1mmの1000分の1の大きさです。　（細菌の電子顕微鏡写真：東京都健康安全研究センター）

目　次

1．目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

2．農場や施設の衛生管理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

3．飼養時の衛生管理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

（１）ひなの導入前 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

（２）ひなの導入 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

（３）日常の飼養衛生管理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

（４）鶏の出荷 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１

（５）鶏舎の洗浄・消毒・乾燥 ・・・・・・・・・・・・・・・・・１２

4．効果を得るために ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

ご自分の衛生管理の取組をチェックしましょう！

付録１　衛生管理チェックシート ・・・・・・・・・・・・・・・・16

付録２　毎日使うチェックリスト（例） ・・・・・・・・・・・・・20

1．目的

本ハンドブックは、カンピロバクターやサルモネラなどの食中毒菌について、次の２つを達成することを目的にしています。

① 農場や鶏舎内への侵入を防ぐ
② 鶏舎内での感染の拡大を防ぐ

一旦、食中毒菌が農場や鶏舎に侵入すると、鶏への感染や感染の拡大を防ぐことは難しいので、まず、農場や鶏舎への侵入を防ぐことに重点を置くことが大切です。

食中毒菌が農場に侵入していることが分かった場合でも、適切な飼養衛生管理を継続すれば、農場内での感染拡大を防ぎ、農場から食中毒菌を排除できます。

2．農場や施設の衛生管理

食中毒菌が農場に侵入する経路は複数考えられるため、ご自身の農場の状況に合わせて、いくつかの取組を組み合わせて実施しましょう。
また、気が付かないうちに農場に侵入している場合もあるため、農場から食中毒菌を外に持ち出さない取組も重要です。

＊ポイント

食中毒菌は、自ら農場や鶏舎に入ってくる訳ではありません。野生動物や昆虫、車、人の服や靴などに付いて、それらと一緒に農場に侵入します。

（１）衛生管理区域を作りましょう。

農場の敷地を、家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準に従って、衛生管理区域（鶏舎やその周辺の飼料タンク、飼料倉庫などを含む、特に衛生管理が必要な区域）とそれ以外の区域（自宅など）に分けましょう。両区域の境界は、柵やロープなどを利用して分かるようにしましょう。

（２）衛生管理区域に、鶏の飼養管理に関係ない人が入らないようにしましょう。

衛生管理区域の出入口に看板を設置したり、ロープを張るなどして、鶏の飼養管理に関係ない人の衛生管理区域への立ち入りを制限しましょう。

（３）衛生管理区域に立ち入った人の記録をつけましょう。

衛生管理区域に立ち入った人（所有者や従業員を除く）の氏名や住所または所属、立ち入り日、目的などを記録しましょう。

（４）衛生管理区域の出入口で、車両や立ち入る人の手指・靴の消毒ができるようにしましょう。

衛生管理区域に出入りする車や人の手指・靴を消毒するため、衛生管理区域の出入口に噴霧器などの消毒設備を設置しましょう。車の足回り・下回りも、洗浄・消毒しましょう。また、出入口付近の衛生管理区域外に外来車両専用の駐車スペースを設けるなどして、衛生管理区域内への車両の入場を制限しましょう。

衛生管理区域の出入口に消毒設備を設置し、衛生管理区域に出入りする車の足回り・下回りも洗浄・消毒しましょう。

（５）衛生管理区域の出入口で、作業衣の着替えや作業靴のはき替えができるようにしましょう。

専用の作業衣や作業靴を用意し､着替えるための設備や場所を確保しましょう。

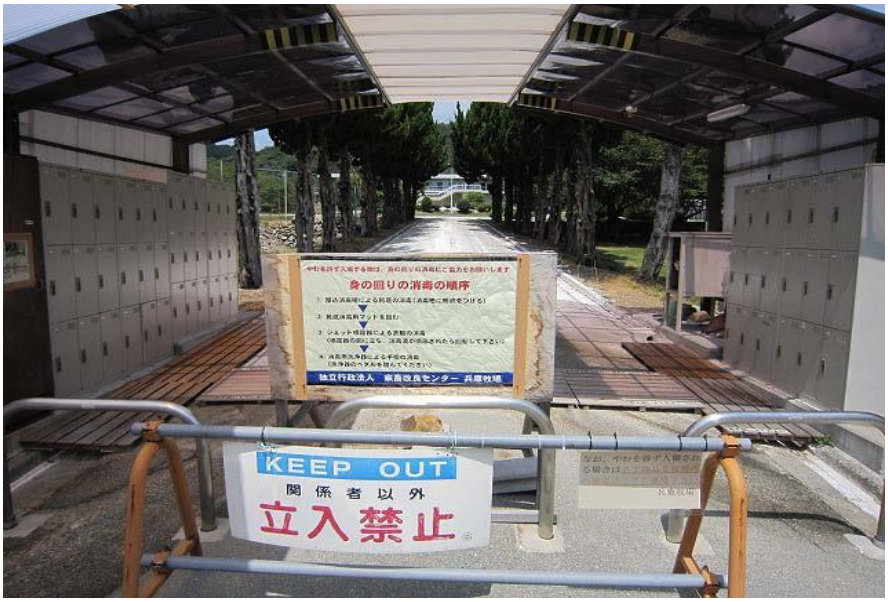

衛生管理区域出入口の設備の一例

（６）器具・器材は洗浄・消毒してから使いましょう。

器具・器材に食中毒菌が付いていることがあります。特に、他の農場などで使用した器具・器材を衛生管理区域に持ち込む場合は、それらを洗浄・消毒しましょう。また、使用後も洗浄・消毒しましょう。

（７）鶏舎の出入口付近で、人の手指の洗浄・消毒や作業靴のはき替えができるようにしましょう。

鶏舎ごとに作業靴を用意し、はき替えるための設備や場所を確保しましょう。また、人の手指を洗浄・消毒する設備や踏込消毒槽を設置しましょう。

鶏舎ごとに作業靴をはき替えましょう。

（８）鶏舎への野生動物の侵入を防ぎましょう。

防鳥ネット（網目の大きさが 2cm 以下又はそれと同等の効果を有するもの）などを設置したり、鶏舎に穴などがあれば目張りをするなどして、換気扇や排水口、扉、窓、建物のすき間から野生動物（野鳥やネズミなど）が鶏舎に侵入するのを防ぎましょう。

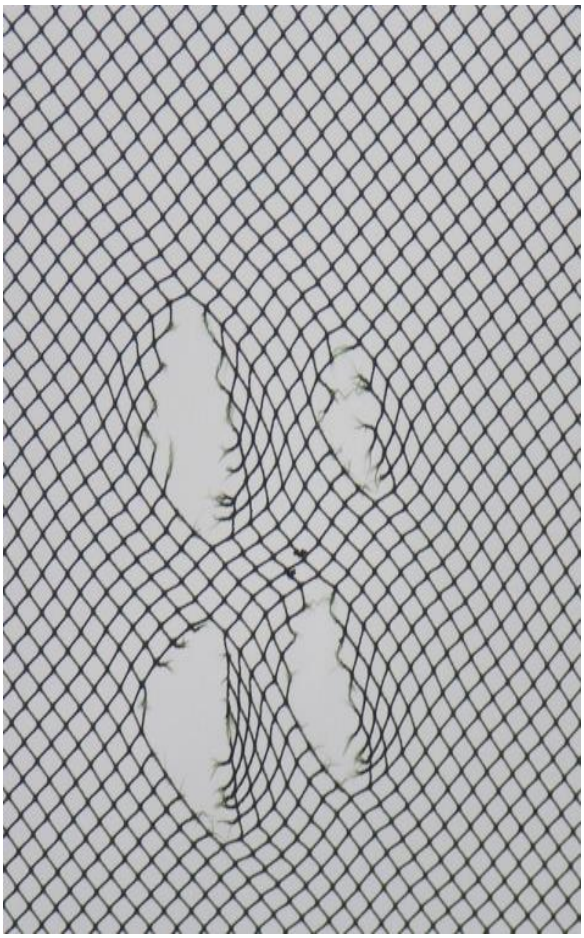

ネットに破れがあれば、すぐに直しましょう。

（網目２ｃｍ以上のネットを二重にしている例）

（幅の狭い金網で野鳥の侵入を防止している例）

（９）鶏舎の周りを整備しましょう。

鶏舎周りの雑草などには野生動物や昆虫（ハエや甲虫など）が潜んでいる可能性があります。鶏舎周りの雑草を取り除き、石灰などを散布したりコンクリートで舗装したりすると効果的です。

（10）飼料の安全を確かめましょう。

飼料が、購入先の工場でどのように製造され、安全管理されているのか、定期的に購入先に確かめましょう。また、購入後も、飼料がサルモネラなどの有害な微生物に汚染されていないことを定期的に検査しましょう。

（11）飼料を保管する場所への野生動物や昆虫などの侵入・発生を防ぎましょう。

飼料タンクや飼料保管庫に野生動物や昆虫が侵入・発生するのを防ぎましょう。そのために、飼料タンクのふたをきちんと閉め、飼料保管庫の排水溝を閉じ、忌避剤を散布するとともに、定期的に清掃しましょう。

Mouse in the house/quinet

（12）飼料や敷料を保管する場所の湿度に気を付けましょう。

湿度が高いとカビや細菌が増えやすくなるので、飼料タンクのふたがきちんと閉まっているか、飼料や敷料の保管場所は雨水などが侵入しない構造となっているかなどを確かめて、飼料や敷料がぬれないようにしましょう。

（13）鶏のふん便や死亡した鶏の処理や保管は適切に行いましょう。

食中毒菌に感染している鶏のふん便には大量の食中毒菌が含まれていることがあるので、野生動物や昆虫などがこのような鶏のふん便に触れると、食中毒菌を周りに持ち運んでしまいます。また、鶏のふん便に集まってきた野生動物や昆虫などが、農場の外から食中毒菌を持ち込む場合もあります。

農場内で鶏のふん便や死亡した鶏を保管する場合は､保管場所にネットを張り､忌避剤を散布するなど、野生動物や昆虫などが食中毒菌を持ち込むのを防ぎましょう。

（14）水を介して食中毒菌が侵入するおそれがあるため、消毒した水を使いましょう。

野生動物のふん便には食中毒菌が含まれていることがあるので、これが混ざった水を飲むことによって、鶏が食中毒菌に感染してしまう場合があります。

このため、沢水などを使う場合は、次亜塩素酸などで消毒してから使いましょう。また、貯水槽にふたをするなど、野生動物やそのふん便などが入らないようにしましょう。

（15）排水溝や排水口に、汚物や汚水が溜まらないようにしましょう。

排水溝や排水口は、汚物や汚水中で食中毒菌が増えたり、昆虫がわいたり、集まったりしないような構造にするとともに、定期的に清掃しましょう。

排水溝や排水口にゴミを溜めないようにしましょう。

3．飼養時の衛生管理

（１）ひなの導入前

①　鶏舎の壁や床のほこりを取り除き、床のひび割れはふさぎましょう。

鶏を出荷した後の鶏舎を十分に洗浄・消毒していない場合には、鶏舎の壁や床（ひび割れの小さなすき間にも注意）に食中毒菌や昆虫などが生き残ってしまい、新しく導入するひなに感染することがあります。

また、床のひび割れにほこりが溜まるのを防ぐため、空舎期間中にセメントや石灰乳などでふさぎましょう。

床のひび割れにも食中毒菌や昆虫がひそんでいることがあります。

②　金網やネットが破れていないことを確かめましょう。

金網やネットを設置した後も、日頃から破れていないか確かめ、破損した場合は、すぐに直しましょう。また、鶏舎内に野生動物などが侵入した形跡（ふん便や死がい、羽毛など）を見つけたら、侵入口を特定してすぐに修理しましょう。

③　鶏舎内のネズミや昆虫を駆除しましょう。

④　使用する器具・器材が汚れていないこと、ほこりが溜まっていないことを確かめましょう。また、汚れている場合は、清掃や洗浄、消毒しましょう。

⑤　鶏舎に鶏がいなくても、鶏舎の出入口を開け放しにしておかないようにしましょう。

物品を運び込んだり、ひなの受入れ準備などで鶏舎に出入りする場合でも、鶏舎の出入口を開け放しにせず、その都度扉を開け、開けたら必ずしっかりと閉めましょう。野鳥などは、少しの時間、少しのすき間でも中に入ってきます。

⑥　衛生管理区域専用の作業衣や鶏舎ごとの作業靴と踏込消毒槽を準備しましょう。

泥や汚れは消毒薬の効果を弱めるため、踏込消毒槽に入る前に、水とブラシを使い、作業靴の泥や汚れを落としましょう。また、消毒薬はこまめに換えましょう。

（２）ひなの導入

ひなが健康であることを確かめましょう。特に、ひな送付箱に下痢便が付いていないことを確かめましょう。

ふ化日やワクチン接種歴、種鶏場でのサルモネラ検査の結果などを事前に確かめましょう。ひなの到着後、健康であること（到着時の死亡数、尻汚れなど）を確かめましょう。異常があれば、導入元に連絡し、かかりつけの獣医師の診察を受け、返送するか導入するかを決めましょう。

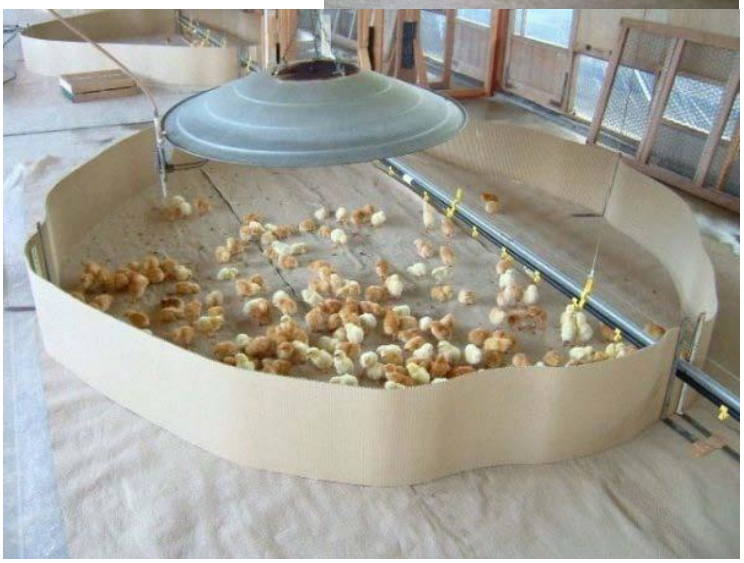

導入したひなのふ化日やワクチン接種歴、種鶏場でのサルモネラ検査の結果を確かめましょう。

（３）日常の飼養衛生管理

①　農場作業者の健康状態をチェックしましょう。

人も食中毒菌に感染すると、便とともに大量の食中毒菌を排せつします。農場作業者に下痢やおう吐などの症状があるときは、他の人に作業をお願いしましょう。

②　衛生管理区域の出入口では、専用の作業衣に着替え、専用の作業靴にはき替えましょう。

衛生管理区域の出入口に、専用の作業衣や作業靴を用意し、そこで着替え・はき替えを行いましょう。出入りの際には、作業靴の消毒や手指の洗浄・消毒をしましょう。

③　鶏舎の出入口では、鶏舎ごとに専用の作業靴にはき替えましょう。

衛生管理区域全体の出入口だけでなく、各鶏舎の出入口にも専用の作業靴を用意してはき替え、手指を洗浄・消毒しましょう。

④　踏込消毒槽の消毒液が汚れていないことを、使用するたびに確かめましょう。

踏込消毒槽は、誤った使い方をすると、期待する効果が得られないばかりか、消毒液中で食中毒菌が増殖する可能性もあります。

このため、踏込消毒槽に入る前に、水とブラシを使い、作業靴の汚れを落としましょう。消毒薬はその使用方法（希釈方法や効果持続期間）を守って使いましょう。

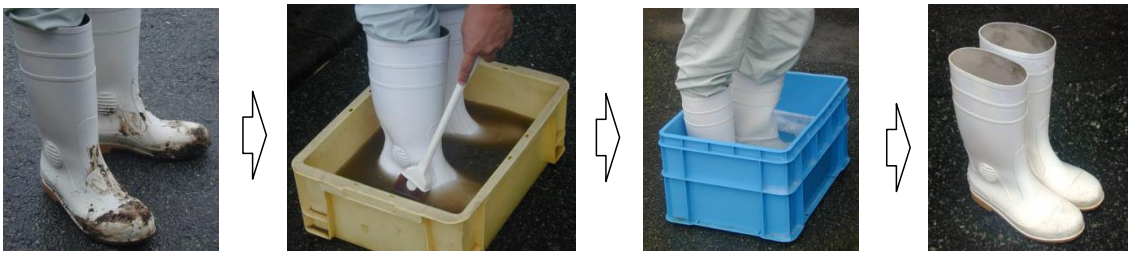

消毒前　**洗い水槽**　**踏込消毒槽**　**消毒後**

【写真提供：熊本県】

⑤　適度な飼育密度を保ちましょう。

食中毒菌に感染している鶏がいる場合、密飼いすると鶏群内に感染が広がる可能性が高くなります。このため、過密な状態で鶏を飼養しないようにしましょう。

⑥　鶏の様子を毎日観察し、記録をつけましょう。

鶏の様子を観察し、死亡した鶏がいた場合には取り除き、その数を記録しましょう。また、異常が見られた場合には、かかりつけの獣医師にすぐに連絡しましょう。

⑦　鶏舎内のネズミや昆虫などを定期的に駆除しましょう。

忌避剤を散布したり捕獲器を設置するなど、野生動物や昆虫を定期的に駆除しましょう。

⑧　経口ワクチンに使用する水の汚染にも注意しましょう。

ふだんは消毒した水を使っていても、経口ワクチン投与の際に消毒していない水を使うと、そのすきに食中毒菌が農場に侵入してしまうおそれがあります。経口ワクチンを投与する場合には、カルキを抜いて中和した消毒水を使いましょう。

なお、中和した水を使うことができない場合には、ワクチンの接種方法を変更できないか、獣医師に相談しましょう。

飲水には消毒した水を使いましょう

⑨　金網やネットが破れていないことを確かめましょう。破れていたら、すぐに直しましょう。

⑩　扇風機や換気扇、水道パイプや飼料パイプの上などはほこりが溜まりやすいので、こまめに掃除しましょう。

換気扇の汚れにも注意！

⑪　排水溝や排水口に、汚水・汚物が溜まっていないことを確かめ、溜まっていたら、すぐに取り除きましょう。

（４）鶏の出荷

①　出荷する鶏に異常がないことを確かめましょう。

②　処理の 12 時間前から餌の給与を中止（餌切り）しましょう。

処理の 12 時間前には餌の給与を中止し、食鳥処理の時に鶏肉が消化管の内容物で汚染されるのを防ぎましょう。

餌の給与を中止して 12 時間が経過すると、嗉嚢（そのう）の中の内容物が減少するので、食鳥を処理する時に鶏肉が汚染される可能性が低くなります。

③　洗浄・消毒されている輸送かごを使いましょう。

輸送かごの洗浄・消毒が不十分な場合には、食中毒菌を持ち込む可能性があります。特に部分出荷（鶏舎内の一部の鶏を出荷）する場合には、注意が必要です。

使用後の輸送かごは、よごれが落ちやすいうちにしっかりと洗浄・消毒しましょう。

④　出荷に使用する車は消毒しましょう。

⑤　出荷後は十分な空舎期間を設けましょう。

（５）鶏舎の洗浄・消毒・乾燥

①　消毒薬の効果を十分に発揮させるため、洗浄前に、敷料や鶏のふん便などを可能な限り取り除きましょう。

②　消毒薬を使う前に、水で十分に洗浄しましょう。

③　取り除いた敷料や鶏のふん便、洗浄した水が他の鶏舎に入らないようにしましょう。

④　消毒は鶏舎を十分に乾燥させてから行いましょう。消毒薬は、希釈倍率などの使用方法を守って使いましょう。

⑤　消毒後も鶏舎を十分に乾燥させましょう。

⑥　作業中も、出入りするたびに扉を開閉したり、防鳥ネットを使用したりするなど、鶏舎の出入口を開け放しにせず、野生動物などの侵入を防ぎましょう。

4. 効果を得るために

2・3の取組の効果を確実にするためには、次の作業が役立ちます。

（１）作業の手順を、手順書やチェックシートなどの文書にして、作業を行う場所に置いておきましょう。

毎日の決まった作業でも、それを確実に実施するため、手順書やチェックシートで確かめながら行いましょう。

（２）作業したことを作業日誌として記録しておきましょう。

（３）作業日誌や検査の結果、伝票などは少なくとも１年間は保管しましょう。

作業日誌などを１年間保管すれば、鶏に異常が見られた時の原因を見つけたり、今後の予防・治療に活かしたりすることができます。出荷先などからの問い合わせに答えることもできます。

なお、使用した飼料については帳簿に記録し、２年間保管しましょう。（飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令で規定）。

（４）取組の効果を確認するため、カンピロバクターやサルモネラなどの検査結果を確かめましょう。

鶏は、カンピロバクターやサルモネラなどの食中毒菌に感染しても、下痢や発熱などの症状を示さないことがあるので、取組の効果を確かめるためには、食中毒菌の検査を行う必要があります。

また、貯水槽や飼料タンク、敷料保管庫などについては、食中毒菌に加えて大腸菌などのふん便汚染指標菌を検査することで、ふん便汚染や野生動物の侵入の状況を推定することができます。今後の農場の衛生対策を考える上でも、自分の農場の検査結果を知ることは大切です。

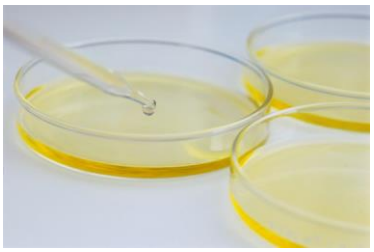

ひとくちメモ

鶏を外から見ただけでは、
感染しているかどうか分かりません！

カンピロバクターやサルモネラなどの食中毒菌は、鶏に感染すると消化管内で増え、鶏のふん便とともに大量の菌が排せつされ、鶏舎内の鶏に感染が広がります。

しかし、鶏が下痢などの症状を示すとは限らないので、外から見ただけでは感染しているかどうか分かりません。

≪メモ≫

≪メモ≫

ご自分の衛生管理の取組をチェックしましょう！

付録１　衛生管理チェックシート

※ここでは、本ハンドブックで紹介した食中毒菌の農場への侵入やまん延を防ぐための取組と、家畜伝染病の発生の予防とまん延を防ぐための取組（飼養衛生管理基準で示されている内容）をチェックできるようになっています。飼養衛生管理基準のチェック項目のうち、本ハンドブックで紹介していない対策は水色にしています。

１．管理体制の整備	✓欄
(1)　作業手順を文書にして、作業を行う場所に置いている。	☐
(2)　作業日誌を作成し、記録・保存している。	☐
(3)　作業日誌や検査結果、伝票などの記録（衛生管理区域に立ち入った者、家きんの導入・出荷、健康観察等に関する記録を含む）は少なくとも１年間、飼料の記録は同じく２年間保管している。	☐
(4)　取組の効果を確認するために、カンピロバクターやサルモネラなどの検査結果を確かめている。	☐
(5)　自らが飼養する家きんが感染する伝染性疾病の発生の予防やまん延防止に関する情報を把握している。	☐
２．農場や施設の衛生管理	**✓欄**
(1)　農場の敷地を衛生管理区域とそれ以外の区域に、柵やロープなどを利用して分けている。	☐
(2)　衛生管理区域の出入口に立て看板などを設置し、関係ない人が入らないようにしている。	☐
(3)　衛生管理区域に立ち入った人の記録をつけている。	☐
(4)　衛生管理区域の出入口で、車両や立ち入る人の手指・靴の消毒ができるようにしている。	☐
(5)　衛生管理区域の出入口で、立ち入る人に作業衣の着替えや作業靴のはき替えができるようにしている。	☐
(6)　器具・器材は洗浄・消毒してから使っている。特に、他の畜産関係施設で使用したものを衛生管理区域に持ち込む場合には、洗浄・消毒をしている。	☐

(7)　鶏舎の出入口付近に、鶏舎ごとに、手指の洗浄・消毒や作業靴のはき替えができるようにしている。	□
(8)　建物のすき間や換気扇、排水口、扉、窓などから、野生動物が鶏舎に侵入するのを防ぐ対策を行っている。	□
(9)　鶏舎の周りの雑草を取り除き、石灰散布やコンクリート舗装を行うなど、鶏舎の周りを整備している。	□
(10)　購入飼料の製造管理や安全管理の状況を確かめている。	□
(11)　購入後の飼料の微生物検査を行っている。	□
(12)　飼料の保管場所に野生動物や昆虫が侵入・発生しないための対策を行っている。	□
(13)　飼料や敷料が雨水などでぬれないよう気を付けている。	□
(14)　鶏のふん便や死亡した鶏の保管場所には、ネットを設置したり忌避剤を散布したりするなど、適切に処理・保管している。	□
(15)　消毒した水を使っている。貯水槽には、タンクにふたをするなど、野生動物のふん便などが入らないようにしている。	□
(16)　排水溝や排水口は、汚物や汚水が溜まらない構造になっている。	□
(17)　同日に畜産関係施設に立ち入った者や過去１週間以内に海外から入国した者は、衛生管理区域に立ち入らせないようにしている。※家畜防疫員、獣医師、飼料運搬業者等の畜産関係者は除く。	□
(18)　過去２ヶ月以内に海外で使用した衣服や靴は衛生管理区域に持ち込まないようにしている。	□
(19)　特定症状を確認した場合には、直ちに家畜保健衛生所へ通報することとしている。また、その際には家きんはもとより畜産物や排せつ物の移動は行わないこととしている。	□
(20)　特定症状以外の異状を確認した場合には、直ちに獣医師の診療もしくは指導又は家畜保健衛生所の指導を受けることとしている。また、監視伝染病であることが確認された場合には、家畜保健衛生所の指導に従うこととしている。	□
(21)　埋却のための土地の確保（成鶏100羽当たり概ね0.7㎡）、焼却又は化製のための準備をしている。	□
(22)　大規模農場の場合、担当の獣医師又は診療施設を定めている。	□
(23)　大規模農場の場合、特定症状を確認した場合の家畜保健衛生所への通報ルールを定め、従業員に周知している。	□

3．飼養時の衛生管理	✓欄
（１）ひなの導入前	
①　鶏舎の壁や床のほこりを取り除き、床のひび割れはふさいでいる。	☐
②　金網やネットが破れていないことを確かめている。	☐
③　鶏舎内のネズミや昆虫などを駆除している。	☐
④　使用する器具・器材が汚れていないことや、ほこりが溜まっていないことを確かめ、清掃や洗浄、消毒している。	☐
⑤　空舎期間中でも、鶏舎出入口を開けたまま放置していない。	☐
⑥　衛生管理区域専用の作業衣や鶏舎ごとの作業靴と踏込消毒槽を準備している。	☐
（２）ひなの導入	
①　ひなが健康であることを確かめるとともに、ひなのふ化日やワクチン接種歴、種鶏場でのサルモネラ検査の結果が陰性であることを確かめている。	☐
②　一定期間、導入家きんと他の家きんを接触させないようにしている。	☐
（３）日常の飼養衛生管理	
①　農場作業者の健康状態をチェックしている。	☐
②　衛生管理区域の出入口では、作業衣の着替えや作業靴のはき替えをしている。	☐
③　鶏舎の出入口では、鶏舎ごとに専用の作業靴にはき替えている。	☐
④　踏込消毒槽の消毒液が汚れていないことを、使用するたびに確かめている。	☐
⑤　適度な飼育密度を保っている。	☐
⑥　鶏の様子を毎日観察し、記録をつけている。	☐
⑦　死亡した鶏は取り除いている。	☐

⑧　鶏舎内の野生動物や昆虫などを定期的に駆除している。	□
⑨　経口ワクチンに使用する水の汚染に注意し、カルキを抜いた消毒水を使っている。	□
⑩　金網やネットが破れていないことを確かめ、破れていたらすぐに直している。	□
⑪　扇風機や換気扇、水道パイプや飼料パイプの上のほこりは、こまめに掃除している。	□
⑫　排水溝や排水口に、汚水・汚物が溜まっていないことを確かめ、溜まっていたら、すぐに取り除いている。	□
（４）鶏の出荷	
①　出荷する鶏に異常がないことを確かめている。	□
②　食鳥処理12時間前から餌切りを行っている。	□
③　洗浄・消毒されている輸送かごを使っている。	□
④　出荷に使用する車は消毒している。	□
⑤　出荷後に十分な空舎期間を設けている。	□
（５）鶏舎の洗浄・消毒・乾燥	
①　空になった鶏舎やケージの清掃・消毒をしている。	□
②　消毒前には、消毒薬の効果を十分に発揮させるため、敷料や鶏のふん便などを可能な限り取り除いている。	□
③　消毒薬を使う前に、鶏舎を水で十分に洗浄している。	□
④　取り除いた敷料や鶏のふん便、洗浄した水が他の鶏舎に入らないようにしている。	□
⑤　消毒薬は、鶏舎を十分に乾燥させた後、使用方法を守って使っている。	□
⑥　消毒後も鶏舎を十分に乾燥させている。	□
⑦　作業中も、防鳥ネットを使用するなど、鶏舎出入口を開けたままにしていない。	□

付録２　毎日使うチェックシート（例）

年　　月　　日

確認者（氏名）			
1　作業者　　時　　分	:	:	:
作業者は、腹痛や下痢などの食中毒の症状、発熱、風邪の症状等がなく、健康である。			
手指を石けんなどで十分洗った。			
2　衛生管理区域			
きれいな作業靴や作業衣に着替えた。			
踏込消毒槽の消毒液が汚れていないことを確かめた。			
作業靴は、ブラシと水を使ってよく洗い、踏込消毒槽で十分な時間をかけて消毒した。			
鶏舎に入る前に飼料タンクや飲水消毒設備、貯水槽、排水溝などを点検した。			
飲水消毒液の液量が十分あることを確認した。			
鶏舎の壁や金網、ネットなどに穴が開いていないことを確かめた。			
鶏舎周辺に野生動物がいた形跡や、ハエなどの昆虫が集まっているところがないことを確かめた。			
3　鶏舎			
昨日の作業日誌の内容を確かめた。			
きれいな作業靴や作業衣に着替えた。			
踏込消毒槽の消毒液を新しくした。			
作業靴は、ブラシと水を使ってよく洗い、踏込消毒槽で十分な時間をかけて消毒した。			
鶏舎で作業する前後に手指を洗浄・消毒した。			
野生動物が侵入していないこと、昆虫が集まっていないことを確かめた。			
異臭（アンモニア臭、腐敗臭など）がしていないことを確かめた。			
死亡鶏及び異常鶏を取り除き、羽数を記録した。			
通常よりも死亡鶏又は異常鶏が多くないことを確かめた。			
給餌器や給水器に詰まりがないことを確かめた。			
扇風機が汚れていないことを確かめた。			
特記事項、次回作業者への伝達事項など 踏込消毒槽用の消毒液の残量　　十分　　不十分			

農林水産省